

介護老人福祉施設 重要事項説明書

1. 練馬高松園が提供する介護老人福祉施設サービスについての相談窓口

電 話 03-3926-8341

(受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

担 当 生活相談員 ※ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2. 介護老人福祉施設 練馬高松園の概要

(1) 運営の方針

当指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

(2) 施設名称等

名 称	特別養護老人ホーム 練馬高松園
所 在 地	東京都練馬区高松2丁目9番3号
指定事業者番号	1372001592

(3) 職員体制(併設された指定短期入所生活介護施設との兼務)

職 種	常 勤	非常勤	計
施 設 長	1名		1名
医 師		2名	2名以上
生活相談員	2名		2名以上
介護職員	25名	9名	34名以上
看護職員	2名	1名	3名以上
栄 養 士	1名		1名以上
機能訓練指導員	1名	1名	2名以上
介護支援専門員	1名		1名
事 務 員	2名		2名以上
調 理 員	(外部の業者に調理業務を委託)		

※各種加算を算定する場合は、加算算定に必要な人員を配置します。

また、その他必要に応じて職員を配置することがあります。

(4) 定員及び設備等

定 員	100 名		
居 室	個 室	12 室(12 名)	
	二人室	4 室(8 名)	
	四人室	20 室(80 名)	
浴 室	一般浴室、介助浴室と特別浴室があります。		
静養室	1 室	機能訓練室	1 室
医務室	1 室	相談室、家族室	3 室
食 堂	4 室(各フロアに1室)		

3. サービスの内容

項目	サービス内容
施設サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員がご利用者・ご家族のご希望をお聞きしながら、サービス担当者会議を定期的開催し、計画書を作成します。
個別機能訓練計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員が個人様ご希望や身体状況に合わせて、計画書を作成します。
栄養ケア計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 血液データやBMI値などの医療情報を基に、栄養士が栄養ケアマネジメントを行い、計画書を作成します。 必要に応じて医師の指示に基づいて療養食を提供します。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況や季節感に配慮した、バラエティに富んだ食事を提供いたします。 食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 7:30 ~ 8:15 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00 食事は、原則として食堂をご利用いただきます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助をおこなうと共に、排泄の自立についても適切な援助をおこないます。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、週2回の入浴または清拭をおこないます。 寝たきりなどで座位のとれない方は、入浴機器を用いての入浴も可能です。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容がおこなわれるよう援助します。 清潔な寝具を提供します。 シーツ交換は、週1回おこないます。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断(年1回) 血圧、検温などの健康チェック 服薬管理、処方薬の保管及び管理を行います。 嘱託医師により、週2回診察日を設けて健康管理に努めます。 医療の必要性の判断は、嘱託医師がおこないます。 医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、ご利用者またはご家族の責任のもとで判断していただきます。 緊急など必要な場合には、ご利用者またはご家族の判断のもとで医療機関などに責任を持って引き継ぎます。
機能訓練・生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練計画書に基づき、機能訓練指導員・介護職員・看護職員等が協働し、ご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助をおこなうよう努めます。 <p>(相談窓口)生活相談員</p>
生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> 月1回の理容師・美容師の訪問による理髪・美容を利用いただけます。
所持品保管	<ul style="list-style-type: none"> 若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫にてお預りします。

行政手続き代行	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関への手続きが必要な場合は、ご利用者やご家族に状況によっては代行しておこないます。
日常費用 支払立替	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な物品の購入や医療費の支払いを施設にて立て替えしておこないます。
金銭などの管理	<ul style="list-style-type: none"> 自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預りいたします。 現金、通帳、年金証書など

※それぞれのサービスには所定の費用が掛かる場合があります。

4. 料金等

施設サービスを使用するために必要な費用、および支払い方法等は【契約書別紙】をご参照ください。

5. 入退所の手続き

(1) 入所の手続き

まずは、お電話またはご来園にてお問い合わせください。サービス内容、入所申し込みの手続き、および必要書類等についてご説明いたします。

入所申し込み手続き完了後、居室に空きがあればご案内いたします。

申込者多数の場合は、当園基準に基づき順番にご案内いたします。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

① ご利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の8日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

・ご利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

・ご利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

・ご利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。

・ご利用者の疾病等により長期にわたり医療的ケアが常時必要となり、施設での対応が困難と認められる場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面 会	・ 面会時間 9:00 ～ 21:00 それ以外についてはご相談下さい。
外出、外泊	・ なるべく事前に行き先、出発・帰園予定時間、食事の有無などを職員にお申し出下さい。
飲酒	・ 決められた時間、場所にてお願いいたします。
所持品の持ち込み	・ 居室棚に収納できる範囲ものは原則持ち込み可能ですが、新たに持ち込む物については職員に確認ください。
施設外での受診	・ 嘱託医師の指導ではなく、ご自身のご希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族でお願いいたします。また、診察結果、処方薬など職員にお申し出下さい。
宗教・政治活動	・ 施設内で、他のご利用者に対する宗教活動および、政治活動はご遠慮下さい。
ペ ッ ト	・ 飼育を前提にしたペットの持ち込みはお断りします。 ・ ペットをお連れの場合は、必ず受付でお申し出ください。館内の移動は、全面的に禁止となっております。
食べ物の持ち込み	・ 衛生管理上のため、事前に職員にお尋ね下さい。
居室の変更	・ ご本人や他の入居者のご様子などに応じて、随時居室の変更をさせていただくこともございますのでご了承ください。

7. 要介護認定の申請に係る援助

- (1)ご利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2)ご利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わっておこないます。

8. サービス提供の記録

- (1)当園の施設サービス実施に関する記録は、契約終了後2年間保管しています。
- (2)ご利用者自身に関する施設サービス実施記録を閲覧できます。
- (3)ご利用者自身に関する施設サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。その場合、複写に係る実費をいただきます。

9. 退所時の援助

契約の終了によりご利用者が退所する際には、ご利用者およびそのご家族の希望、ご利用者が退所後に生活なされることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をおこないます。

10. 秘密保持の厳守

- (1)施設および全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2)ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

11. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、別紙「急変時における対応に関する意思確認書」記載の緊急連絡先に基づき、速やかに連絡いたします。

12. 協力医療機関等

たかまつクリニック(内科)	練馬区高松1-14-5
大泉病院(精神科)	練馬区大泉学園町6-9-1
練馬総合病院(総合)	練馬区旭丘1-24-1
浩生会スズキ病院(総合)	練馬区栄町7-1

13. 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

また、状況に応じて保険者へ速やかに報告いたします。

14. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防法に基づく防災マニュアルにより速やかに対応いたします。
- (2) 防災設備 消火器設備、自動火災通報装置、防排煙設備、火災通報設備、避難器具設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備等を設置
- (3) 防災訓練 毎月1回実施
- (4) 防火責任者 練馬区光が丘消防署届け出防火管理責任者

15. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

担 当 練馬高松園 生活相談員 電話 03-3926-8341

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口にて情報を伝えることができます。

ア. 練馬区役所 介護保険課 電話 3993-1111

* 介護保険料やサービス費用のことなど、介護保険に関する全般的な相談窓口

イ. 練馬区光が丘総合福祉事務所(〒179の区域) 電話 5997-7716

* 介護保険に関する相談・苦情のほか、福祉用具の購入や住宅改修、区独自の高齢者福祉サービスなど、総合的相談窓口

〒176の区域の方は、練馬総合福祉事務所へ 電話 3993-1111

〒177の区域の方は、石神井総合福祉事務所へ 電話 5393-2814

〒178の区域の方は、大泉総合福祉事務所へ 電話 5905-5271

ウ. 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話 3993-1344

* 介護保険のサービスに対する苦情や要望をお聞きし、より良いサービスを受けることができるよう、調査・調整を行う第三者機関です。行政とは独立してオンブズ・パーソナルな役割を果たします。

エ. 東京都国民健康保険団体連合会

介護保険部相談指導課 電話 6238-0177

*介護サービスを中心とした介護保険制度全般に関する苦情等を受け付け、関係機関との連携をはかり、苦情解決に向けて対応します。

16. 介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では第三者による評価を年1回程度実施しています。これらの情報は、東京都または指定情報公表センターなどのホームページでご覧頂くこともできます。

17. 当法人の概要

- (1)名称・法人種別 社会福祉法人 東京福祉会
- (2)代表者名 理事長 原山 陽一
- (3)本部所在地 東京都文京区千駄木3丁目52番1号
電話 03-3823-2381(代)

(4)定款に定めた事業

ア. 第1種社会福祉事業

- ① 助葬事業
- ② 特別養護老人ホーム練馬高松園の設置経営

イ. 第2種社会福祉事業

- ① 助成事業
- ② 老人デイサービスセンター練馬高松園デイサービスセンターの設置経営
- ③ 老人短期入所事業(練馬高松園)の経営
- ④ 老人介護支援センター練馬高松園在宅介護支援センターの設置及び受託経営

ウ. 公益を目的とする事業

- ① 国家公務員共済組合連合会加入組合員並びにその家族、会友等の葬祭及び関連付帯事業
- ② 低所得者の葬祭に関連する相談事業
- ③ 遺骨を保管するための聖恩山霊園の運営
- ④ 居宅介護支援事業(練馬高松園在宅介護支援センター)の経営

以 上

年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約及び本書名に基づいて重要な事項を説明いたしました。

<事業者>

【事業者名】 社会福祉法人 東京福社会
特別養護老人ホーム 練馬高松園
【住 所】 〒179-0075
東京都練馬区高松2丁目9番3号
【代表者名】 施設長 印
【説明者名】 生活相談員 印

契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました

<利用者>

【氏 名】 _____ 印

<代理人>

【氏 名】 _____ 印

【続 柄】 _____